

ペットフード小委員会の設置について  
(案)

平成 20 年 月 日  
動物愛護部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 動物愛護部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、ペットフード小委員会を置く。
- 2 ペットフード小委員会は、以下についての検討を行う。
  - (1) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 5 条に基づく基準規格の設定、改正又は廃止に関する事項
  - (2) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 7 条に基づく愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売の禁止に関する事項
- 3 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 4 ペットフード小委員会の決議は、部会長の同意を得て、動物愛護部会の決議とすることができます。